沼津市中小企業販路開拓支援事業補助金交付要綱

令和３年３月29日

告示第75号

（趣旨）

第１条　市長は、中小企業の振興及び発展を図るため、新市場の開拓を目的として、自らが開発した新製品又は新技術を展示会等に出展する中小事業者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第４号）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　新製品又は新技術　概ね５年以内に開発し、又は改良した、新規性を有する製品又は技術をいう。

⑵　中小企業者等　中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第２条第１項に規定する中小企業者又は当該中小企業者が組織する団体をいう。

⑶　展示会等　取引先若しくは事業提携先の開拓又は受発注の機会の確保を目的に、製品又は技術を紹介する展示会、見本市、博覧会及びこれらに類するものをいう。

（補助の対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、市内に主たる事業所を有する中小企業者等のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　納期の到来した市税に未納がないこと。

⑵　出展に関する事業計画について経営指導員等（沼津商工会議所経営指導員、沼津地域中小企業支援センター職員及び沼津市商工会経営指導員をいう。）の指導を受けていること。

⑶　展示会等の出展に際して、静岡県その他の団体から同趣旨の補助を受けていないこと。

２　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）、同条第６号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者又は暴力団員が役員となっている法人その他の団

体は、補助の対象としない。

（補助の対象経費及び補助金の額）

第４条　補助の対象となる経費（次項において「補助対象経費」という。）は、展示会等の出展のために必要な経費のうち、小間料、小間装飾料、備品借上料及び専門家謝金とする。

２　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内とし、10万円を限度とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

３　一の中小企業者等が補助金の交付を受けることができる回数は、１年度当たり１回とし、同一の新製品又は新技術への交付は、通算して３回を限度とする。

（交付の申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は、沼津市中小企業販路開拓支援事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業計画書（第２号様式）

⑵　収支予算書（第３号様式）

⑶　沼津市中小企業販路開拓支援事業ヒアリング結果報告書（第４号様式）

⑷　法人にあっては定款、その他の団体にあっては規約、会則等の事業の概要が確認できる書類

⑸　その他市長が必要と認める書類

（交付の条件）

第６条　市長は、補助金の交付の決定に際し、次に掲げる条件を付すものとする。

⑴　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア　補助の対象となる事業（以下この号及び第９条において「補助事業」という。）の内容を変更しようとする場合

イ　補助事業を中止しようとする場合

⑵　補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後５年間保管しなければならないこと。

（変更の承認申請）

第７条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条第１号の規定により市長の承認を受けようとするときは、沼津市中小企業販路開拓支

援事業変更申請書（第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更の承認通知）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る変更の内容を審査し、適当と認めたときは、沼津市中小企業販路開拓支援事業変更承認通知書（第６号様式）により通知するものとする。

（実績報告）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、沼津市中小企業販路開拓事業実績報告書（第７号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書（第８号様式）

⑵　収支決算書（第３号様式）

⑶　領収書の写し

⑷　補助事業の実施状況が確認できる写真

⑸　その他市長が必要と認める書類

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

付　則

この告示は、平成 29 年４月１日から施行する。

付　則

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

３　この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。